

# 保育所・認定こども園・小規模保育施設等を利用する 3～5歳児クラス等の子どもの利用料が無償化されます

## 認可保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設の利用料無償(子どものための教育・保育給付)

- ◆ 3～5歳児クラス(教育・保育給付1号認定、2号認定)の全ての子どもの利用料が無償
- ◆ 0～2歳児クラス(教育・保育給付3号認定)の市民税非課税世帯の子どもの利用料が無償

- ☑ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前の3年間です。  
認定こども園(教育利用)と幼稚園については、満3歳から無償化の対象となります。
- ☑ 副食(おかず、おやつ等)の費用は実費負担となります。(金額・支払い方法は各施設にご確認ください。)  
年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子(※)の子どもについては、副食の費用が免除されます。(免除対象者へ別途お知らせします。)
- (※)認定こども園(教育利用)と幼稚園は小学校3年生、保育所と認定こども園(保育利用)は就学前児童から数えて第3子以降の子ども。
- ☑ 改めて行っていただく手続きはありません。(無償化の対象者へ9月中にお知らせします。)

## 認定こども園(教育利用)・幼稚園の預かり保育の利用料無償(子育てのための施設等利用給付)

- ◆ 「保育の必要性の認定」がある3～5歳児クラスの子どもは、月額 11,300 円まで利用料が無償

- ☑ 認定こども園・幼稚園の利用に加えて、利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限に無償化
- ☑ 満3歳(3歳になった日から次の3月31日まで)の市民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償化
- ☑ 無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定(施設等利用給付2号・3号認定)」が必要です。  
認定申請書と就労等証明書等を施設に提出してください。

## 認可外保育施設等の利用料無償(子育てのための施設等利用給付)

- ◆ 「保育の必要性の認定」がある3～5歳児クラスの子どもで、認可保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設を利用していない場合、月額 37,000 円まで利用料が無償
- ◆ 0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもは、月額 42,000 円まで利用料が無償

- ☑ 認可外保育施設(ベビーシッターを含む)に加えて、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート事業等が対象です。

利用施設区分 児童区分	子どものための教育・保育給付		子育てのための施設等利用給付	
	認可保育所 認定こども園(保育利用) 小規模保育施設	認定こども園(教育利用) 幼稚園		認可外保育施設等
		教育利用	預かり保育	
3～5歳児	無償	無償	無償(※) (上限11,300円)	無償(※) (上限37,000円)
市民税非課税世帯の 満3歳児 (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)		無償	無償(※) (上限16,300円)	
満3歳児 (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)		無償	無償化対象外	
市民税非課税世帯の 0～2歳児	無償			無償(※) (上限42,000円)

(※)無償化にあたり保育の必要性の認定(施設等利用給付2号・3号認定)が必要です。

### 保育の必要性の認定要件

保護者が就労・妊娠出産・病気・障がい・介護・看護・就学・求職中・虐待(DV)・災害復旧・その他の事由に該当するとき